

# 第4章

## 確定拠出年金制度の概要【改訂版】

この問題集は、投資関連を主体とするものですが、主な読者層として、イデコ（iDeCo）や企業型年金といった確定拠出年金制度に関わる方を想定しています。そのため、確定拠出年金制度の概要についても、問題を掲載しました。

なお、確定拠出年金制度は、法令に基づく制度ですので、問題の解答・解説では、できるだけ、下記の法令等の条文を参照しています。

法律：確定拠出年金法（法）

政令：確定拠出年金法施行令（令）

省令：確定拠出年金法施行規則（規則）

法令解釈通知：確定拠出年金制度について（解釈）

参照にあたっては、法、令、規則、解釈、という略語を用い、条文表示についても、次のように略記しています。

（例）確定拠出年金法第4条第1項第3の2号→法4-1(3の2)

## 2 企業型年金の概要

◆企業型年金規約、運営管理機関、資産管理機関がポイント

□労使合意による規約によって制度の内容を定める

企業型年金は、事業主が拠出の主体となるもので、その制度運用の内容を定めるのが、労使合意による企業型年金規約です。その構造を、ざっと概観できるように示すと、下の図のようになります。それぞれの項目については、以降で説明しますが、必要に応じ、この図に立ち戻って、全体像の中での位置づけを確認して下さい。

### ■企業型年金の全体像

規約で加入資格年齢を引き下げ可能(2022.5.1~70歳→60歳まで)

掛金

拠出限度(従業員拠出は、事業主拠出額以内かつ合算で限度内)

: 月当たり 55,000円(確定給付型なし)

月当たり 27,500円(確定給付型あり)

→月当たり 35,000円

→月当たり 15,500円

個人型加入を認める場合

運用

個人の自己責任

(加入者が運営管理機関に指図)

3つ以上(簡易企業型年金では2つ以上)の運用商品

給付

基本は60歳以降に支給される老齢給付金(一時金受給可)

中途引き出しは原則不可

(税制) 掛金は非課税、給付は公的年金等控除・退職所得控除  
積立金には特別法人税(2022年度まで課税凍結)

(注) 2022年10月より、企業型年金の加入者が個人型年金にも加入できる要件が緩和され、企業型年金規約における個人型加入も認める旨の定めと企業型年金の拠出限度額の減額調整が不要になる。詳細は、章末の「補足」を参照。

## 《問 4-2-2》 企業型年金の加入対象者

次の記述につき、正誤を答えよ。

- 1) 企業型年金に加入できる対象者の範囲は、企業型年金規約に記載が必要である。
- 2) 企業型年金の加入について定めることのできる一定の資格は、「一定の職種」、「一定の勤続期間未満（または以上）」、「一定の年齢未満（または以上）」「希望する者」の4つである。
- 3) 加入者となることを希望する者のみを加入対象とする場合、事業主掛金の拠出に代わる措置を規定しなければならない。
- 4) 会社役員も企業型年金に加入することが可能である。
- 5) 厚生年金被保険者となっているパート労働者を加入者から除外する場合には、事業主掛金に代わる代替措置が必要である。

### ■ 解答・解説

- 1) ○ 正。加入資格を定める場合は、規約に記載する必要がある。〔法 3-3(6)〕。
- 2) × 誤。年齢区分では、「一定の年齢以上」とすることはできない。「一定の年齢未満」とすることはできるが、60歳より低い年齢とすることはできない。ただし、企業型年金開始時又は企業型年金加入者の資格取得日に運用期間が短い50歳以上の従業員を対象外にすることは可能である。〔法 3-3(6)、解釈 1-1〕
- 3) × 誤。この場合、拠出に代わる措置は必要だが、規約に定める必要のある事項ではない。〔法 3-3、解釈 1-1(4)〕
- 4) ○ 正。厚生年金被保険者であれば、会社役員も企業型年金の加入対象者である。除外する場合には、加入を制限する一定の資格にかかる「一定の職種」の定めが必要になる。〔法 2-6、3-3、解釈 1-1〕
- 5) × 誤。「労働条件が著しく異なっている者」（客観的で合理的な判断が必要）に対しては代替措置なしでも可。〔法 2-6、3-3、解釈 1-1〕

### 《問 4-2-3》企業型年金における加入と脱退

次の記述につき、正誤を答えよ。

- 1) 他の企業年金からの移行では、元の加入者全員を加入させる必要がある。
- 2) 同時に二つ以上の企業型年金の加入者となることはできない。
- 3) 企業型年金加入者が 60 歳未満で退職した場合、加入者資格を喪失するのは、退職日の翌日である。
- 4) 勤務期間が 30 年以上で、満 60 歳の定年の 1 年前に定年退職扱いで企業型年金加入者の資格を喪失した者は、企業型年金運用指図者になることができる。

#### ■ 解答・解説

- 1) × 誤。加入を希望しない者について、代替措置を選ばせるような移行も可能である。[法 3-3(6)、解釈 1-1(1)]
- 2) ○ 正。加入する企業型年金を選択する必要がある、自ら選択しない場合でも、法令による法定選択が行われる。[法 13、令 10]
- 3) ○ 正。基本的な考え方は、資格取得の日は事態発生日、資格喪失の日は事態発生日の翌日である。ただし、**企業型年金規約で定めた年齢（60 歳未満にすることはできない）到達時には、到達日に資格を喪失する。**この上限年齢の考え方は、2022 年 5 月 1 日から、大きく変化している。それまでは、国民年金の保険料拠出の上限である 60 歳を基準とし、**企業型年金規約における「一定の資格」の設定で 60 歳超に拡張できることとしていたが、それを反転させ、企業型年金への加入は厚生年金の被保険者となる 70 歳までを基準とし、「一定の資格」の設定で（依然として企業の一般的な定年年齢である）60 歳まで引き下げ可能にしたのである。**[法 11、10、12、14、3-3(6)、解釈 1-1(1)③]
- 4) × 誤。基本的に、60 歳より前に企業型年金加入者の資格を喪失した者は、個人型年金の方に移ることになる。[法 15、11]

### 3 個人型年金の概要

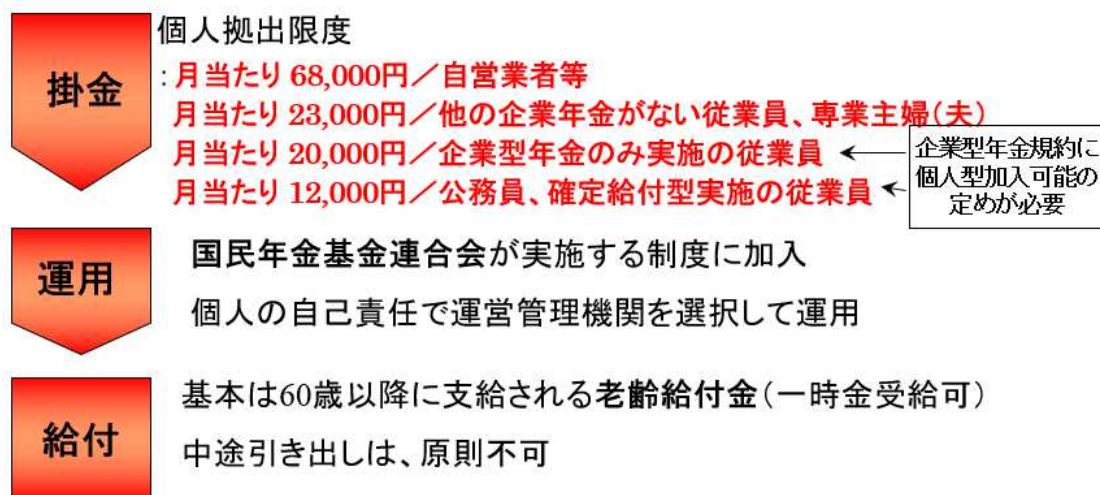
#### ◆国民年金基金連合会が運営する制度に個人が任意に加入

□運営管理機関は、複数の中から個人が選択する

個人型年金は、個人が拠出の主体となるもので、国民年金基金連合会が運営しています。主務大臣の登録を受けて国民年金基金連合会の委託を受けた運営管理機関の中から各人が選択して、その運営管理機関の提供する運用商品に投資するものです。

その構造を、ざっと概観できるように示すと、下の図のようになります。それぞれの項目については、以降で説明しますが、必要に応じ、この図に立ち戻って、全体像の中での位置づけを確認して下さい。

#### ■個人型年金の全体像



(税制) 掛金は非課税、給付は公的年金等控除・退職所得控除  
積立金には特別法人税(2022年度まで課税凍結)

(注) 2022年10月より、企業型年金規約での個人型加入も認める旨の定めは不要になる。個人型年金の拠出可能額は、上記限度額以内で、確定拠出年金全体の限度額(確定給付型ありの場合は月55,000円、なしの場合は月27,500円)から企業型年金の拠出額を控除した額。詳細は、章末の「補足」を参照。

## 4 企業型年金と個人型年金の掛金

◆掛金には拠出限度があり、加入対象者の区分により異なる

□拠出限度額は、制度および加入対象者の区分、他の企業年金の有無等で異なる  
 確定拠出年金制度の掛金には、下の表（2020年法改正施行前）のように、区分に応じて拠出限度額が定められています。企業型年金で、確定給付型の企業年金がない場合には月当たり55,000円で、ある場合には半分の月当たり27,500円です。個人型年金では、厚生年金のない自営業者等は月当たり68,000円です。また、厚生年金の被保険者で企業年金（確定給付型、企業型年金）がない場合には、月当たり23,000円です。これが基本でしたが、2016年改正で公務員の個人型年金への加入を認めることとなったことで調整が行われたものです。なお、2018年1月から従来の月額単位が年単位までの管理に変更可能になりました。

さらなる2020年法改正による拠出限度額の変更・調整（2022年10月以降に実施）についての詳細は、章末の「補足」を参照して下さい。

■加入対象者の区分と拠出限度額（2020年法改正前、2022年10月より変更）

	企業型年金	個人型年金 (iDeCo)
実施主体	企業型年金規約の承認を受けた企業	国民年金基金連合会
掛金の拠出	事業主が拠出 (規約により加入者拠出可能(注1))	加入者個人が拠出 (企業は拠出できない(注2))
加入対象者と拠出限度額	実施企業に勤務する従業員 ○確定給付型の年金を実施していない場合 月当たり <b>55,000円</b> うち個人型年金加入を規約で認める場合 月当たり <b>35,000円</b> ○確定給付型の年金を実施している場合 月当たり <b>27,500円</b> うち個人型年金加入を規約で認める場合 月当たり <b>15,500円</b>	1. 自営業者等 月当たり <b>68,000円</b> (国民年金基金の限度額と枠を共有) 2. 厚生年金保険の被保険者 ○確定給付型の年金を実施している場合・公務員 月当たり <b>12,000円</b> ○企業型年金のみを実施している場合 月当たり <b>20,000円</b> ○確定給付型・企業型年金を実施していない場合 月当たり <b>23,000円</b> 3. 専業主婦(夫) 月当たり <b>23,000円</b>

(注1) 2022年10月より規約の定めは不要になる。詳細は章末の「補足」を参照。

(注2) 「中小事業主掛金納付制度」は例外。

## 《問 4-4-1》企業型年金の掛金 1

次の記述につき、正誤を答えよ。

- 1) 事業主掛金の算定方法は、定額もしくは給与に対する一定率のいずれかとされている。
- 2) 事業主掛金が定額の場合には、基本的に加入者全員について同額とする必要がある。
- 3) 企業型年金で給与の一定割合を掛金の拠出基準とする場合、ある加入者について拠出限度額を超えていても、制度加入者全員についての合計拠出額が拠出限度額の全員合計分以内であれば、拠出可能である。
- 4) 加入者が拠出することのできる企業型年金で、事業主の拠出額が拠出限度額に満たない場合、その加入者は、不足分までの金額を自ら拠出することができる。

### ■ 解答・解説

- 1) ×誤。両者の組み合わせ（その他これに類する方法）も可能。[法 4-1(3)]
- 2) ○正。不当差別防止の観点から、定額では全員同額が必要。[解釈 1-2(1)]
- 3) ×誤。拠出限度額のチェックは、各人ごとの拠出額単位。[法 20]
- 4) ×誤。企業型年金加入者掛金は、事業主掛金以内かつ合算で拠出限度額以内。  
なお、2016年法改正で、企業型年金規約の定めにより、企業型年金加入者でも、個人型年金にも加入可能になったが、企業型年金側で加入者拠出を認めている場合（マッチング拠出の場合）には、個人型年金に加入可能にはできないとされていた。しかし、2020年法改正により、2022年10月からは、企業型年金加入者個々人の個人型年金への加入について、企業型年金規約での定めは不要となり、個人型年金への加入とマッチング拠出とのいずれかを選択することが可能となる。詳細は章末の「補足」を参照。[法 19、20、4-1(3の2)]

## 《問 4-4-2》企業型年金の掛金 2

次の記述につき、正誤を答えよ。

- 1) 事業主は、企業型年金加入者掛金を決定させる際に、複数の金額もしくは事業主掛金に対する複数の割合を提示できる。
- 2) 確定給付企業年金に加入している企業の従業員の拠出限度額は、個人型年金に加入できる規定がなければ、月あたり 27,500 円である。
- 3) 確定給付型の年金がなく、企業型年金のみを実施している企業の企業型年金加入者は、規約に定めがあれば、個人型年金にも加入して、月額 2 万円までの掛金を拠出することができる。

### ■ 解答・解説

- 1) × 誤。企業型年金加入者掛金の額は、複数の具体的な額から選択できるようにしなければならないとされており、事業主掛金に対する複数の割合は認められない。[法 19-3、解釈 1-3]
- 2) ○ 正。確定給付企業年金（経過的に厚生年金基金も含む）に加入している場合の拠出限度額は、基本的に、加入していない場合の 1 月あたり 55,000 円の半分の 1 月あたり 27,500 円である。[令 11]
- 3) ○ 正 → < 法改正 > × 誤。企業型年金のみを実施している企業の企業型年金加入者についても、企業型年金に定めがあれば、個人型年金にも加入できることとなっていた。この場合の掛金の拠出限度額は、月当たり 2 万円で、企業型年金のほうでは、定めがない場合の拠出限度額の月当たり 55,000 円を、その分引き下げて月当たり 35,000 円とする必要があった。しかし、2020 年法改正により、2022 年 10 月より、個人型年金への加入について、企業型年金規約における定めは不要となり、企業型年金における拠出限度額の減額調整も不要となる。詳細は章末の「補足」を参照。[法 69、令 36、11]



### 《問 4-4-3》個人型年金の掛金

次の記述につき、正誤を答えよ。

- 1) 自営業者などが個人型年金に拠出できる金額は、1月あたり 68,000 円の拠出限度額から、国民年金基金への掛金または国民年金の付加保険料相当額を控除した額である。
- 2) 個人型年金では、拠出額を限度額の範囲で毎年変えることができる。
- 3) 公務員が個人型年金に加入する場合、一月あたりの拠出限度額は、23,000 円である。

#### ■ 解答・解説

- 1) ○正。この自営業者等の加入者を「第1号加入者」という。なお、厚生年金被保険者であり65歳未満で国民年金の第2号被保険者でもある加入者（「第2号加入者」）の拠出限度額は、1月あたり23,000円（企業年金がない場合）・20,000円（確定拠出年金の企業型年金のみの場合）・12,000円（確定給付型の年金がある場合）と3パターンに分かれている。この区分による拠出限度額は、2020年法改正で大きく変わることになっている（詳細は、章末の「補足」を参照）。また、国民年金の第3号被保険者たる加入者（「第3号加入者」）の拠出限度額は、1月あたり23,000円である。[法69、令36]
- 2) ○正。個人型年金の掛金拠出額は、個人型年金規約第73条に従い、拠出限度額の範囲で、1月あたり5,000円以上で1,000円単位の金額を、各個人型年金加入者が任意に設定（決定・変更）することができる。[法68-2]
- 3) ×誤。公務員については、確定給付型の年金払い退職金があることから、個人型年金の拠出限度額は、一月あたり12,000円となっている。この取り扱いも、2020年改革で大きく変わることになっている（詳細は、章末の「補足」を参照）。[法68、令36(4)]

## 《問 4-6-1》投資教育

次の記述につき、正誤を答えよ。

- 1) 事業主は、加入者等が適切な投資判断ができるよう適切な情報の提示に努めなければならない。
- 2) 事業主は、加入者等に対する投資教育について、運営管理機関等に委託することができる。
- 3) 投資教育を実施する場合の費用は、事業主負担である。
- 4) 運用関連運営管理機関は、運用の方法に係る情報として、運用プランモデルを提供する必要がある。
- 5) 運用プランモデルを提示する場合、元本確保型のみで運用する方法による運用プランモデルを必ず含んでいる必要がある。

### ■解答・解説

- 1) ○正。事業主は、加入者等に十分な投資教育を提供する努力義務を負う。措置の内容は規約に定める必要あり。[法 3-3(12)、22、令 3-5、解釈 3]
- 2) ○正。投資教育は、事業主自身の努力義務であるが、第三者に委託することは可能である。[法 22、解釈 3]
- 3) ×誤。投資教育は、事業主の努力義務であるが、事業主負担の費用とはされていない。その負担方法は、「事務費の負担に関する事項」として規約に記載する必要がある。[法 33、3-3(11)、解釈 1-4(3)]
- 4) ×誤。運用プランモデルの提示は、事業主の努力義務である投資教育の一環で、運用関連運営管理機関の義務ではない。[解釈 3-3(4)]
- 5) ×誤。ただし、提示運用方法に元本確保型が含まれるときは、元本確保型のみの運用プランモデルも含める必要がある。[法 22、解釈 3-3(4)]

## 8 給付の種類と受給権

### ◆基本は60歳から受給可能な老齢給付金

□老齢給付金の受給開始可能年齢は期間が短いと65歳まで遅れる

給付の基本は、老齢給付金です。受給開始可能年齢は、60歳以降で、制度に加入した期間によって、下記の表のようになっています。老齢給付金の基本は年金での支給ですが、規約に定めがあれば、一時金での受給も可能です。年金の場合には、一定期間の有期か、死ぬまでの終身の支給となりますが、積立金がなくなれば、給付は終了します。

老齢給付金を受けられる前に障害者となった場合には、障害給付金を受けられます。また、加入者が死亡した場合には、遺族が死亡一時金を受給できます。脱退一時金を受給できる非常に限定的な場合もあります。

### ■給付の種類と受給可能年齢

種類	形態	要件
老齢給付金	5年以上の有期又は終身年金(規約の規定により一時金の選択可能)	原則60歳に到達した場合(*)
障害給付金		障害状態になった時
死亡一時金 (脱退一時金)	一時金	加入者死亡時
		加入5年以内か残高25万円以内で個人型年金に加入できない者、企業型脱退で資産額が特に少額(15,000円以下)の場合の特例

(\*)老齢給付金の受給開始可能年齢

最初の拠出からの経過期間(以上)	10年	8年	6年	4年	2年	1月
受給開始可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

#### 《問 4-8-1》給付の受給要件など

次の記述につき、正誤を答えよ。

- 1) 個人型年金では、3年以上拠出しなければ、給付を受け取ることができない。
- 2) 企業型年金の加入期間が6年で、運用指図期間が4年ある場合には、老齢給付金は60歳から受け取ることが可能である。
- 3) 8年の通算加入者等期間がある場合には、61歳から老齢給付金の支給を請求することが可能である。
- 4) 通算加入期間が10年以上の加入者は、老齢給付金を60歳から受け取らなければならない。
- 5) 老齢給付金は、遅くとも75歳までには受給を開始しなければならない。

#### ■ 解答・解説

- 1) ×誤。自ら拠出する個人型年金では、全額の受給権が即時に付与される。なお、企業型年金における事業主掛金相当部分に関しては、企業型年金規約に定めることにより、勤務期間3年未満の従業員について、全部もしくは一部を返還することを定めることも可能である。[法 3-3(10)]
- 2) ○正。老齢給付金の受給開始は、通算加入者等期間（企業型と個人型の加入者期間と運用指図者期間の合計期間）10年以上の場合の60歳が基本で、2年少ないと1歳引き上げられる。[法 33]
- 3) ○正。2)の解説を参照。
- 4) ×誤。通算加入期間が10年以上の加入者は、老齢給付金を60歳から受給可能だが、受給開始は75歳まで延期できる。[法 33、34、73]
- 5) ○正。相続財産への転化の防止規定。支給を請求しないで75歳に到達した時は、運営管理機関の裁定で老齢給付金を支給。[法 34、73]

### 《問 4-8-3》脱退一時金など

次の記述につき、正誤を答えよ。

- 1) 企業型年金の加入者であった場合、個人型年金に加入できる者であっても、個人別資産額が 15,000 円以下の場合には、脱退一時金を受け取ることができる。
- 2) 60 歳以上の者や障害給付金の受給権者は、脱退一時金を受け取ることができない。
- 3) 脱退一時金の支給請求は、最後に企業型年金もしくは個人型年金の加入者の資格を喪失してから 3 年以内に行う必要がある。
- 4) 企業型年金の加入者で個人別管理資産額が 10 万円である者が専業主婦となる場合、脱退一時金の支給を請求できる。
- 5) 確定拠出年金の給付を受ける権利は、生活困窮など特別の場合がある場合を除き、担保に供することはできない。

#### ■ 解答・解説

- 1) ○正。個人別管理資産額が極めて少額（15,000 円以下）の場合における企業型年金からの脱退一時金の特例である。[法附 2 の 2、令 59-2]
- 2) ○正。これらの者には、老齢給付金および障害給付金として受給する途があり、脱退一時金の受給特例は適用されない。[法附 3-1]
- 3) ×誤。2 年以内（企業型年金からの脱退一時金を受給する場合には 6 ヶ月以内）に行う必要がある。[法附 3-1(6)、附 2 の 2-1(3)]
- 4) ×誤。2016 年改正で専業主婦（夫）も個人型に加入可能となり、従来のこの場合の脱退一時金は廃止された。2020 年法改正により、2022 年 5 月からは、脱退一時金を受給できる要件は、1) で説明した場合の他、通算拠出期間が 5 年以内かつ資産残高が 25 万円以下であって、個人型年金に加入できない場合（法改正前の国民年金保険料免除者の要件を緩和）となっている。[法附 3-1、令 60]
- 5) ×誤。確定拠出年金の受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。[法 32]

#### 《問 4-9-1》ポータビリティ(1)

次の記述につき、正誤を答えよ。

- 1) 企業型年金の加入者が転職した場合、転職先の企業で企業型年金が実施されていれば、その企業型年金に、実施されていなければ、個人型年金に加入して、元の企業型年金の個人別管理資産を移換することができる。
- 2) 企業型年金の加入者だった者が、資格喪失日が属する月の翌月から6月以内に個人別管理資産を移換しなかった場合には、自動移換される場合がある。
- 3) 確定拠出年金間の移換では、移換後に同一の運用商品がある場合に限り、移換前の運用商品で継続して運用できる。
- 4) 企業型年金加入者が、自営業者（国民年金の第1号被保険者）になった場合、個人型年金加入者になって、個人別管理資産を移換しなければならない。

#### ■ 解答・解説

- 1) ○正。[法 80、81]
- 2) ○正。離転職の場合、加入者自身が移換手続きを行う必要がある。ところが、資産残高が僅かであるといった理由で、移換手続きを行わないケースが散見され、大問題となった。手続きをしないと、国民年金基金連合会に「自動移換」され、確定拠出年金制度の資産ではなくなるので不利益がある。そのため、転職後の企業の企業型年金への加入資格がある場合には、手続きを行わなくても資産移換するといった対応が行われている。[法 83、80-2]
- 3) ×誤。移換時にはいったん現金化する必要があり、同じ運用商品があっても、継続運用をすることはできない。
- 4) ×誤。掛金を拠出する個人型年金加入者だけではなく、拠出を行わない個人型年金運用指図者になる途もある。[法 62、64-2]

## 1 0 確定拠出年金と税金

◆ 拠出時は非課税、運用時は課税凍結、給付時は優遇税制

□ 年金受給は公的年金等控除、一時金受給は退職所得控除が適用

確定拠出年金制度では、税制が非常に重要です。

企業型年金の事業主掛金は、事業経費として損金扱いでき、加入者たる従業員の所得にもなりません。一方、企業型年金での加入者掛金および個人型年金の掛金は、小規模企業共済等の掛金として、年末調整・確定申告で控除され、税金相当額が返ってきます。ただし、本人分のみが対象で、課税所得のない専業主婦の場合には、税制優遇は受けられません。

給付では、年金には公的年金等控除、一時金には退職所得控除が適用されます。この退職所得控除は、加入期間をベースとして適用され、勤続年数をベースとしていた従業員の税制優遇が拡大されたものです。

また、積立金には、法令上は特別法人税がかかることとなっていますが、課税凍結ということで、これまで一度もかかったことはありません。

### ■ 確定拠出年金の税制

	企業型年金	個人型年金
拠出時	非課税(企業が拠出した掛金額は、全額損金算入) 個人拠出分は、個人型年金と同じ	非課税(加入者が拠出した掛金額は、全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除))
運用時	特別法人税課税(2022年度まで凍結)	
給付時	年金として受給: 公的年金等控除 一時金として受給: 退職所得控除	

#### 《問 4-10-1》掛金・積立金への課税

次の記述につき、正誤を答えよ。

- 1) 事業主掛金は、損金に算入することができ、加入者にも課税されない。
- 2) 個人型年金の掛金は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減される。
- 3) 企業型年金でも、従業員が拠出すれば、非課税扱いになる。
- 4) 確定拠出年金の資産への特別法人税は、2023年3月末まで凍結されている。

#### ■解答・解説

- 1) ○正。企業型年金の事業主掛金は、事業主から、各加入者の持分たる掛金として、資産管理機関に拠出される。これにより、加入者の給与所得には含まれないこととなり、課税所得とならないだけでなく、社会保険料を算定する基礎にも算入されない。[法 19、21。所得税法施行令 64(4)]
- 2) ×誤。個人型年金の掛金には、社会保険料控除ではなく、小規模企業共済等掛金控除が適用されて所得税や住民税が軽減される。[所得税法 75]
- 3) ○正。事業主掛金以内かつ事業主掛金と合算して拠出限度額の範囲で拠出できる企業型年金加入者掛金は、個人型年金の掛金と同様に、小規模企業等共済の掛金として非課税になる。[法 19、所得税法 75]
- 4) ○正。確定拠出年金の資産にも特別法人税が課されるが、課税しない「凍結」が続いている。[租税特別措置法 68 の 4]



## 補足 2020年法改正に関する事項

◆ポイントは、個人型年金の加入緩和と拠出可能額拡大

### □2020年改正による年齢上限等の引き上げ

2020年法改正で、確定拠出年金制度の姿は、大きく変わることとなりました。下の表は、確定拠出年金（DC）と確定給付企業年金（DB）の改正の実施スケジュールを示したものです。そのうち、黄色の網掛け部分が、確定拠出年金（DC）制度に関わる大きな変更です。

2020（令和2）年10月から、中小企業向けのDC制度の対象が、従業員数100人以下から300人以下に拡大されました。また、2022（令和4）年4月からDCの受給開始時期の上限が70歳から75歳に引き上げられ、2022（令和4）年5月からはDCの加入可能要件も年齢上限が引き上げ可能となっています。

### ■企業年金、個人年金の制度改正、税制改正の実施スケジュール

R2年6月5日 (公布日)	<ul style="list-style-type: none"><li>■ DBの支給開始時期の設定可能範囲の拡大（65歳⇒70歳）</li><li>■ iDeCo継続投資教育の企業年金連合会への委託</li><li>■ DCの運営管理機関の登録手続きの見直し</li></ul>
R2年10月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 中小企業向け制度（簡易型、iDeCoプラス）の対象拡大</li><li>■ 企業型DCの規約変更手続きの見直し</li><li>■ DBガバナンスの確保（総合型基金の代議員規制、AUPの実施、資産運用委員会の設置）</li><li>■ DB、DCの法令解釈通知等の改正（同一労働同一賃金ガイドライン、選択制DC）</li></ul>
R3年1月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>■ iDeCo加入申し込み等のオンライン化、添付書類の簡素化</li></ul>
R3年4月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>■ DCの脱退一時金の改善（通算掛金拠出期間3年以下⇒5年以下）</li></ul>
R4年4月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>■ DCの受給開始時期の上限引き上げ（70歳⇒75歳）</li><li>■ 事業主による企業型DCの業務報告に係る手続きの見直し</li></ul>
R4年5月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>■ DCの加入可能要件の見直し（企業型65歳未満⇒70歳未満 個人型60歳未満⇒65歳未満）</li><li>■ DCの中途引き出し（脱退一時金）の改善（外国籍人材の帰国時の受給要件緩和）</li><li>■ 制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善</li></ul>
R4年10月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和</li><li>■ 企業型DC加入者ごとのマッチング拠出とiDeCo加入の選択</li></ul>
R6年12月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 拠出限度額の算定に当たってDB等の他制度掛金相当額の反映</li></ul>

## □企業型年金と個人型年金の分断から融合への変化

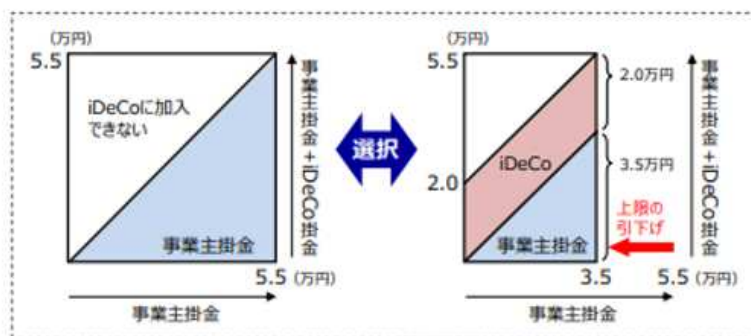
考え方の大きな変更となるのが、2022（令和4）年10月からの企業型DCの加入要件の緩和です。下の図に示すように、法改正前の仕組みでは、企業型年金の加入者が個人型年金にも加入するためには、企業型年金において、個人型年金にも加入することを認める規約上の定めと、企業型年金側の拠出限度額の引き下げ調整が必要でした。しかし、それでは、企業型年金の制度運営に大きな制約が生じますので、個人型年金への加入を認める制度は少数だったわけです。

2020年法改正では、このように、企業型年金と個人型年金とを制度的に分断して管理することを改め、企業型年金加入者の個々人について、企業型年金への事業主拠出額を把握し、残存する拠出可能額の範囲で個人型年金に加入できるようにしたのです。ただし、そのためには、企業型年金の加入者個々人についての事業主拠出額が個人型年金の実施主体である国民年金基金連合会に通知される必要がありますので、そのためのシステム対応も行われます。また、企業型年金において加入者掛金の拠出を認めるマッチング拠出を行っている企業型年金加入者については、マッチング拠出と個人型年金加入を個々人が選択可能としました。

## ■企業型DC加入者がiDeCoに加入する要件の緩和（2022年10月～）

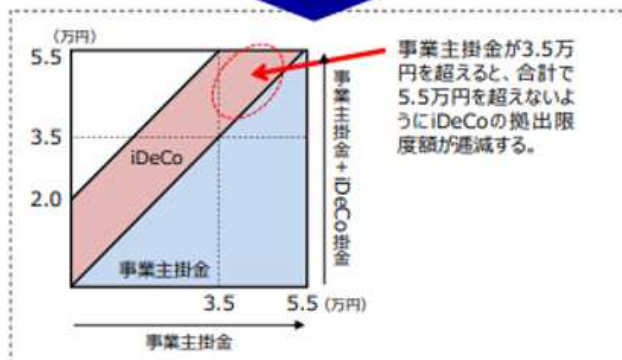
### ■現在の仕組み

企業型DCとiDeCoの併用は、マッチング拠出を導入しておらず、  
①iDeCo加入を認める企業型DCの規約の定めがあり、  
②企業型DCの事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引き下げている企業の従業員に限られる。



### ■見直し後（2022年10月～）

企業型DCとiDeCoの掛金の合算管理の仕組みを構築し、企業型DCの規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、企業型DCとiDeCoの併用を可能とする（マッチング拠出とiDeCoの選択も可能）  
iDeCoの拠出限度額は、  
**月額2.0万円を上限、かつ、事業主掛金との合計が5.5万円以下とする。**



□DB 等の他制度掛金の反映により本来の拠出限度額管理の姿へ

DB 等の他制度を実施している企業の企業型年金の拠出限度額は、実施していない場合の一律半分となっています。しかし、DB 等の他制度の給付の大きさはマチマチですので、本来は、その給付の大きさに対応する掛金の額を勘案して、企業型年金の拠出可能額を決めるべきです。

この問題意識は、確定拠出年金制度の導入時からあったのですが、ついに 2024（令和 6）年 12 月から、DB 等の他制度掛金を個々の制度ごとに把握し、それを差し引いて企業型年金の拠出可能額を決める本来の管理方法に変更することとしました。実施時期が少し先になったのは、そのためのシステム構築や事務体制の整備のためです。DB 等に参加している者の DC 拠出限度額は、下の図のように変化することとなります。

■DB 等に参加している者の DC 拠出限度額の変化

		現在	2022年10月～	2024年12月～
企業型 DC	DB等の他制度に参加している場合	月2.75万円 又は 月1.55万円 <sup>(※)</sup>	月2.75万円	月5.5万円 - DB等の他制度掛金相当額
	DB等の他制度と企業型DCに参加している場合	月1.2万円 <sup>(※)</sup>	月1.2万円 かつ 月2.75万円 - 企業型DCの事業主掛金	月2.0万円 かつ 月5.5万円 - 企業型DCの事業主掛金 - DB等の他制度掛金相当額
個人型 DC	DB等の他制度に参加し、企業型DCに参加していない場合	月1.2万円	月1.2万円	月2.0万円 かつ 月5.5万円 - DB等の他制度掛金相当額

(※) 現在は、個人型DCの加入を認める企業型DCの規約の定めがあり、企業型DCの事業主掛金の上限を月1.55万円に引き下げている場合に、企業型DCの加入者が個人型DCに加入できる。2022年10月から要件が緩和される。